

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、随意契約（プロポーザル形式）を実施するので、次のとおり企画提案書の公募手続を開始する。

令和 8 年 5 月 1 5 日

沖縄県公共交通活性化推進協議会
会長 池田 孝之

1. 委託業務の内容

- (1) 業務名：令和 8 年度基幹バスシステムの導入に向けた検討業務（沖縄県公共交通活性化推進協議会）
- (2) 期間：契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (3) 業務目的：本業務は、基幹バスシステムの導入に向け、バス事業者及び関係 5 市村との勉強会の実施、各種施策の調査検討、及び沖縄県公共交通活性化推進協議会の運営支援を行う業務である。
- (4) 業務内容：別添「仕様書」を参照。
- (5) 契約限度額：11,847,000 円（消費税込み）

2. 応募資格

以下の要件を満たす者であること。

- (1) これまでの沖縄本島内の公共交通の活性化に係る諸取組を理解するとともに、関係機関と調整し、とりまとめる能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
(注) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立てをした者にあつては更正計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴対法第 2 条第 6 号に規定す

る暴力団員に該当する者でないこと及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

- (5) 配置予定技術者については、博士「工学」、技術士（総合技術監理部門・建設〔道路又は都市計画及び地方計画〕又は建設部門〔道路又は都市計画及び地方計画〕）もしくはRCCM（道路又は都市計画及び地方計画）の資格を有する管理技術者及び担当技術者を配置（担当技術者は少なくとも1名配置）すること。
- (6) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表する事業者が応募を行い、代表する事業者は上記全て、その他構成員は上記(2)～(4)の要件を満たすこと。

3. 企画提案書等の提出

- (1) 質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法

- ア 受付期間

公告の日～令和8年5月22日(金) 12時

- イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階

沖縄県公共交通活性化推進協議会事務局

沖縄県企画部交通戦略推進課 都市交通推進班 担当:内嶺・大濱

電話 098-894-2616

メールアドレス uchimisa@pref.okinawa.lg.jp

- ウ 提出方法

質問票(様式1)を、持参、郵送(到着確認が可能な手段に限る)、又はメールにより提出

(メールを利用する場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。)

- エ 回答方法

令和8年5月27日(水)までに交通戦略推進課ホームページにて回答する。

- (2) 応募申込書・企画提案書等の受付期間、提出場所及び提出方法

- ア 受付期間

公告の日～令和8年5月29日(金) 12時

- イ 提出場所

上記(1)イと同じ

- ウ 提出方法

持参又は郵送(到着確認が可能な手段に限る)により提出

- エ その他

詳細については、本委託業務企画提案書等作成要領による。

4. 審査について

提案者が4者を超える場合は第1次審査を経て第2次審査を行うものとし、4者を超えない場合は第2次審査に進むものとする。

- (1) 第1次審査(第2次審査対象者の選定)

ア 企画提案者が多い場合、「第1次審査及び第2次審査における評価基準（別紙1）」に基づく事務局審査により4者程度を選定する。

イ 選定結果は、企画提案者全員に速やかに通知する。

(2) 第2次審査（選考の実施）

企画提案書の内容について、書面審査を行う。

5. 委託予定業者の選定

(1) 委託予定業者の選定方法

令和8年度基幹バスシステムの導入に向けた検討業務（沖縄県公共交通活性化推進協議会）企画提案事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）による審査を経て、選定された企画提案者を委託予定業者（優先交渉者）として選定する。

(2) 委員会における評価基準

「第1次審査及び第2次審査における評価基準（別紙1）」による。

(3) 結果の通知

選定結果は、ヒアリング対象者全員にすみやかに通知する。

なお、選定結果通知後の質問は、受け付けない。

(4) 契約の締結

委員会で選定された委託予定業者（優先交渉者）と締結する。

但し、契約が整わない場合は、委員会において、次点の企画提案者を選定する。

なお、その場合の選定結果は、当該企画提案者のみに通知する。

6. その他

(1) 契約書作成の要否 要（契約書(案)を参照のこと）

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする

(3) 各期間の事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15条）第1条に定める県の休日を除き、時間帯は9:00～17:00とする。

(4) 企画提案書の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出した企画提案書及び関係資料は返却しない。

(6) 提出された企画提案書等については公表しない。

(7) 契約に関する留意事項

ア 選定された事業者と随意契約による本業務委託に係る契約締結の手続を行う。そのため、必要に応じて、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。

イ アで作成する仕様書は、選定された企画提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されず変更もあり得るものとする。

ウ 提案内容を適切に反映した仕様書作成のために業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

令和8年度基幹バスシステムの導入に向けた検討業務
(沖縄県公共交通活性化推進協議会)
企画提案書等作成要領

第1 企画提案書等の作成

企画提案者は、この要領により企画提案書等を作成し提出するものとする。

第2 企画提案書等の内容

1 提出すべき企画提案書は次のとおりとする。なお、提出にあたっては、(様式3)を添えて提出すること。

(1) 会社概要書(様式4)

(2) 会社の業務実績(様式4-2)

過去10年間に受託した下記に示す同種・類似業務実績を記入すること。

同種業務: 沖縄県または沖縄県公共交通活性化推進協議会の発注業務で
基幹バスシステムに関する調査検討を行った業務

類似業務: 公的機関の発注業務で、公共交通に関する調査検討を行った業務

※記載業務の内容が確認できる資料を添付すること。

(3) 業務実施体制(様式5)

業務実施体制(様式5)には、別紙(A4様式自由)で、実施体制の指揮系統、作業分担がわかる図を、予定技術者名(共同企業体の場合は会社名も)を記載の上、添付すること。なお、実施体制等については、選定委員会終了後、発注者と委託予定業者間で協議の上、発注者から変更を求める場合がある。

(4) 予定技術者の経歴(様式6)

業務経歴については、過去に受託した(2)に示す同種・類似業務実績を記入すること。

(5) 予定技術者の業務実績(様式7)

過去に受託した(2)に示す同種・類似業務実績について記入すること。

(6) 企画提案(任意様式)

企画提案は、別添「令和8年度基幹バスシステムの導入に向けた検討業務(沖縄県公共交通活性化推進協議会)仕様書」の内容を全て満たすものとし、企画提案書には、以下の項目を具体的に記載すること。

(A4判、10頁以内、フォントは原則11ポイントとする)

ア 業務概要

イ 実施体制、業務スケジュール

ウ 仕様書4. 業務内容(4-1~4-4)

エ その他業務の目的を達成する為に必要となる調査や検討事項に関すること

※エについては、必要に応じて記載するものとする。

(7) 見積書(任意様式)

募集要項 1(5)契約限度額の範囲内で、本業務の経費(追加提案事項含む)に係る見積書を提出する。

なお、見積金額は、消費税を含んだ金額とする。

※見積書作成にあたっては「土木設計業務等積算基準」を参考にすること。

(8) 業務実績及び経歴について証明できる資料(TECRIS 等)

※業務実績については、資格要件の確認のため、各業務ごとに契約書の鏡の写し及び業務概要がわかる資料(仕様書、業務計画書の写し等)を添付すること。(TECRISにおいて、業務概要が確認可能な場合は省略可能)

2 上記1の(1)～(7)について、用紙はA4判で、番号の順に編さんし、長辺綴じとする。表紙(様式3)を入れ両面印刷とする。部数は9部とし、ページ番号を付記すること。

3 上記の(8)については、部数は2部とする。

4 企画提案書の提出に際し、宣誓書(様式8)を1部提出すること。

5 共同企業体で提出する場合は、共同企業体資格申請書(様式9)及び共同企業体協定書(様式自由)を1部ずつ提出すること。

第3 企画提案書等の提出

1 受付期間 募集要項3(2)アの通り

2 提出場所 募集要項3(2)イの通り

3 提出方法 募集要項3(2)ウの通り

(別紙1)

第1次審査及び第2次審査における評価基準

評価項目	評価ウェイト	評価の視点	評価点
1 業務目的等の理解度	10%	業務の目的や方向性を的確に捉えているか。 これまで類似業務を行ったことがあるか。	5
2 業務の遂行体制及び事業計画の的確性	10%	業務を円滑かつ誠実に遂行できる組織体制及び業務計画であるか。	5
3 企画提案内容	【4-1 バス事業者との連携】		
	10%	①-ア(的確性) 着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理され、効果的な実施内容となっているか。	5
	10%	①-イ(実現性) 利用しようとするデータ・資料等について適切に分析され、提案内容に説得力のある実現的な内容となっているか。	5
	10%	①-ウ(将来性) 今後の事業展開について、将来性を考慮した効果的かつ実現可能な提案内容となっているか。	5
	【4-2 関係5市村との連携】		
	10%	②-ア(的確性) 着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理され、効果的な実施内容となっているか。	5
	10%	②-イ(実現性) 利用しようとするデータ・資料等について適切に分析され、提案内容に説得力のある実現的な内容となっているか。	5
	10%	②-ウ(将来性) 今後の事業展開について、将来性を考慮した効果的かつ実現可能な提案内容となっているか。	5
	【4-3 協議会運営支援】		
	10%	③-ア(的確性) 着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理され、効果的な実施内容となっているか。	5
	10%	③-イ(実現性) 利用しようとするデータ・資料等について適切に分析され、提案内容に説得力のある実現的な内容となっているか。	5
	評価合計点		